

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 29 日 (火) 第 221 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱 (※) (財政課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更 (水産振興課取扱い) 2
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 2
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (4 件) (水産振興課取扱い) 3
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (4 件) (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 6
- 令和 3 年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 6
- 証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (3 件) (建築課取扱い) 7
- 一般競争入札公告 (2 件) (総務福利課取扱い) 8
- (会計課取扱い) 11

人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 13
- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 14

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 14

正 誤

- 鹿児島県公報第196号 (令和 3 年 4 月 2 日付け) の一部訂正 (森づくり推進課取扱い) 14
- 鹿児島県公報第182号 (令和 3 年 2 月 12 日付け) の一部訂正 (選挙管理委員会取扱い) 14

告 示

鹿児島県告示第749号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱 (平成 2 年鹿児島県告示第1811号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和13年 3 月 31 日」に、「過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、同法第33条第 1 項の規定によ

り過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域又は同条第 2 項の規定により」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町村及び」に改める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 29 日から施行し、改正後の鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の貸付金から適用する。

鹿児島県告示第 750 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市北山字八丈 2948 番 18
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第 751 号

令和 3 年 5 月 21 日鹿児島県告示第 666 号（以下「告示第 666 号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を南九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不明な者の名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更に係る指定施業要件
田代生産森林組合	南九州市川辺町上山田字菅元 6698 番 2, 6711 番 1, 字荒平 6811 番 7, 6811 番 9, 6811 番 10, 字宇都 6818 番 3, 6818 番 8, 字宇都口 6862 番 1, 6862 番 2	告示第 666 号の変更に係る指定施業要件のとお

鹿児島県告示第 752 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 753 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
10,600 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	8,600トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第754号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
2,800トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	1,980トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第755号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年6月29日から同年7月13日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
阿久根市西目5647番地3市営春畑住宅52号 猿樂敦
阿久根市西目166番地 西園圓藏
阿久根市西目1037番地 尾上和弘
- 2 加入区
西目加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第756号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年6月29日から同年7月13日まで羽島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市口之町88番地 平石良博
いちき串木野市口之町129番地 平石哲朗
いちき串木野市羽島4184番地4 平石安久
- 2 加入区

羽島加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
羽島漁業協同組合

鹿児島県告示第757号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年6月29日から同年7月13日まで吹上町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
日置市吹上町入来4009番地 山口利一
日置市吹上町入来3907番地 稲田和夫
日置市吹上町入来4083番地2 久保一幸
- 2 加入区
吹上加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
吹上町漁業協同組合

鹿児島県告示第758号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年6月29日から同年7月13日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡龍郷町中勝116番地 中田留弘
大島郡龍郷町赤尾木323番地6 豊山健也
大島郡龍郷町龍郷1564番地1 龍郷団地101号室 辺木幹男
- 2 加入区
龍郷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第759号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年4月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容

みらい飼料 (株) 志布志工場 5010601047814 (志布志市)	同 左	マル中印プロイラ ー肥育前期用配合 飼料霧島鶏前期M	令 和 3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印プロイラ ー肥育後期用配合 飼料T－後期CM	3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		I T O C H U ア ク セル k i d s 後 期 M	3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		パ ワ ー ミ ー ト (C)	3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ママケアプラス	3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
西酒造(株) 日本酒蔵 7340001005536 (日置市)	同 左	酒かす	3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
(株)イリオス 通商 頼娃工場 4340001000102 (南九州市)	同 左	サンコウ魚粉	3.4	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

注 違反の内容の欄には，栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を，令和3年6月11日に行った。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を，令和3年6月11日に行った。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第3換地区の換地計画に係る換地処分を，令和3年6月11日に行った。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第4換地区の換地計画に係る換地処分を，令和3年6

月 11 日に行った。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 764 号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）牛之原地区の工事は、令和 2 年 10 月 5 日に完了した。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 765 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定により、令和 3 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 6 日まで
- (2) 女子
令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 6 日まで

3 試験期日

令和 3 年 9 月 16 日から同月 19 日まで

4 応募年齢

令和 4 年 4 月 1 日において 18 歳以上
令和 4 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

(1) 筆記試験

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 6 番 10 号	鹿 児 島 県 建 設 セ ン タ ー
南 九 州 市 知 覧 町 郡 6204 番 地	南 九 州 市 役 所
薩 摩 川 内 市 若 松 町 9 番 17 号	薩 摩 川 内 市 農 民 会 館
鹿 屋 市 新 川 町 600 番 地	鹿 屋 商 工 会 議 所
霧 島 市 国 分 中 央 三 丁 目 24 番 16 号	ホ テ ル 国 分 荘
曾 於 市 大 隅 町 岩 川 6491 番 地 2	大 隅 合 同 庁 舎 (国)
奄 美 市 名 瀬 永 田 町 17 番 3 号	鹿 児 島 県 大 島 支 庁
西 之 表 市 西 之 表 16314 番 地 6	種 子 島 合 同 庁 舎 (国)
大 島 郡 徳 之 島 町 亀 津 7203 番 地	徳 之 島 町 役 場

(2) 口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩 摩 川 内 市 冷 水 町 539 番 地 2	陸 上 自 衛 隊 川 内 駐 屯 地
霧 島 市 国 分 福 島 二 丁 目 4 番 14 号	陸 上 自 衛 隊 国 分 駐 屯 地
鹿 屋 市 西 原 三 丁 目 11 番 2 号	海 上 自 衛 隊 鹿 屋 航 空 基 地
奄 美 市 名 瀬 永 田 町 17 番 3 号 及 び 奄 美 市 名 瀬 大 字 大 熊 字 中 畑 266 番 49	鹿 児 島 県 大 島 支 庁 及 び 陸 上 自 衛 隊 奄 美 駐 屯 地
西 之 表 市 西 之 表 16314 番 地 6	種 子 島 合 同 庁 舎 (国) 及 び 委 託 病 院

大島郡徳之島町亀津7203番地

徳之島町役場及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

鹿児島県告示第766号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
徳之島食肉センター加工販売連組合 組合長 三島啓良	大島郡徳之島町亀津字霜田5789	大島郡徳之島町亀津字霜田5789	令和 3 年 3 月 31 日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿屋市吾平町麓字寒水口2835番2，2836番2の一部，2834番地先里道の一部及び2962番2地先水路の一部，字鎌田2997番1の一部，3001番2の一部，3002番3，3001番2地先里道及び3001番2地先水路並びに上名字八反田7692番1の一部，7693番1，7694番1，7695番1，7696番1，7696番2，7697番1の一部，7702番1の一部，7703番1の一部，7704番1の一部，7705番1の一部，7706番1の一部，7711番2，7720番1の一部，7720番2，7720番3，7721番1の一部，7721番2，7745番2，7746番3，7746番4，7747番2，7776番2の一部，7776番9，7777番3，7696番2地先水路，7707番1地先里道及び7711番2地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市長 中西茂

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日置市伊集院町猪鹿倉字北新宮112番1の一部，112番5，112番6，112番7，112番8，112番9，112番10，112番11，112番12，112番13，112番14，112番15の一部，112番16，112番17，112番18，112番19，112番20，112番21，112番22，114番の一部，112番9地先里道の一部及び112番14地先里道並びに字宮ノ脇115番，115番3，115番5，115番6，115番7，115番8，115番9，115番10，115番11，115番12，115番13，115番14，118番1の一部，121番5，124番2，125番2及び121番5地先里道の一部

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 日置市伊集院町猪鹿倉字北新宮112番9, 112番13, 112番14, 112番20, 112番9地
先里道の一部及び112番14地先里道並びに字宮ノ脇115番9, 121番5, 124番2, 125
番2及び121番5地先里道の一部

公園 日置市伊集院町猪鹿倉字北新宮112番16及び字宮ノ脇115番14

水路 日置市伊集院町猪鹿倉字北新宮112番15の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市石谷町1260番地8

株式会社七呂建設

代表取締役 七呂恵介

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2工区）

奄美市名瀬幸町25番1の一部及び25番2

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市長 朝山毅

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（校内ファイルサーバシステム等整備業務）
一式

(2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

入札説明書による。

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を令和3年7月20日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年6月29日から同年7月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和3年8月10日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月11日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 (2)に同じ。

(㍑) 交付期限 令和3年7月12日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㍑)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書

の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5191
ファックス番号 099-286-5661

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Computer services and related services(Development of school file server system):1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 10 August 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Welfare Division

Kagoshima Prefectural Board of Education

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-5191

FAX 099-286-5661

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

汎用電子計算機の賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 3 年 12 月 31 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年6月29日から同年7月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年8月19日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月20日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和3年7月20日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Host computer:1set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
31 December 2021
 - (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 19 August 2021
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「次長 観光対策監」を「次長」に、「医療技監 獣医務技監」を「医療技監 新型コロナウイルス感染症総括監 獣医務技監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第14号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「課長」を「課長 ふるさと納税室長」に、「秘書係長 人事行政係長」を「秘書広報係長 人事厚生係長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「部長」を「部長 参与」に改め、同表いちき串木野市の部本庁の款市長部局の項中「課長 対策監」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第71号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 6 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA乗物娘GO	株式会社ニューギン	1P0275
ぱちんこ遊技機	Pデビルマン疾風迅雷S-X1 YT959	株式会社ニューギン	1P0337
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこキン肉マン3M7	株式会社オッキー.	1P0474
ぱちんこ遊技機	PAぱちんこ冬のソナタF o r e v e r M A 1	株式会社オッキー.	1P0392

正 誤

令和 3 年 4 月 2 日 付 け 鹿 児 島 県 公 報 第 196 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から 5 行目	限度	限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

令和 3 年 2 月 12 日 付 け 鹿 児 島 県 公 報 第 182 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

誤	訂正
川内博史 後援会	川原 篤雄 会計責任 者の氏名 小森 芳郎 川内 順子 令和 3 年 1 月 13 日

ページ	12	訂正箇所	下から 6行目	正	川内博史	川原	会計責任	小森	川内	令和3年
					後援会	篤雄	者の氏名	芳郎	順子	1月13日
	米永あつ		大楽	代表者の	大楽	野呂	令和3年			
	子後援会		みどり	氏名	みどり	正和	1月5日			
13	上から 15行目	誤	米永あつ	大楽	代表者の	大楽	野呂	令和3年		
			子後援会	みどり	氏名	みどり	正和	1月5日		
		正	(削る。)							